令和８年　第１１回八幡浜市農業委員会総会議事録

１　日　　時　　令和８年１０月５日（月）　１４時００分

２　場　　所　　八幡浜庁舎　５階　大会議室

３　出 席 者

○農業委員

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
１	濵田　善純	２	萩森　浩志	３	菊池　政弘
４	樋田　都	５	平田　雅士	６	西川　正則
７	松本　吉隆	８	二宮　佳郁	９	清水　正仁
１０	古能　聖人	１１	玉木　勝広	１２	坂野　清史
１３	二宮　直樹	１４	浅野　治男	１５	山内　裕司
１６	稲垣　憲定	１７	屋舗　憲幸	１８	菊池　健三
１９	峯本　裕貴				

○事務局職員

事務局長　　二宮　万裕美
事務局次長　松浦　秀紀
事務局　　菊池　嘉隆

４　議事日程

第１　会長挨拶
第２　議事録署名人選出
第３　付議案件について
議案第 44 号 農地法第３条の規定による許可申請について　１件
議案第 45 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見ついて　２件
議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)　３件
議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)　８件
第４　協議・連絡事項
・農業委員会だよりの発行について

・第12回農業委員会総会

5　会議の概要

事務局長　　ただいまから、令和 8 年第 11 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は、19 名中 19 名で総会成立の定足数に達しています。
それでは、樋田会長から招集の挨拶をお願いします。

会　　長　　（招集挨拶）

議　　長　　それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは議事録署名人に、「8 番　二宮　佳郁　委員」、「9 番　清水　正仁　委員」を指名します。

きまして、議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
番号37について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第44号、番号37について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「75 ㎡」、外 1 筆、計「177 ㎡」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、体調を崩して農業ができないため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１３番　　37番の案件について説明させていただきます。
37番、「○○○○」さんは10年ぐらい前にサラリーマンから脱サラということで農業を始めました。もう1年ぐらいになると思いますけれども、体調を崩しまして、なかなか農業をやっていくのは難しいということです。
隣接地であります「○○○○」さんは、まだ○○歳ということで若く、規模も広げてもっと大きな農業をしたいということで話がまとまりました。
問題ないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を上程します。
番号6について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは議案第45号、番号6を説明いたします。
農地の所在「○○○○」、地目「畑」、現況「畑」、面積「820 ㎡」、所有権移転です。
譲渡人「○○○○」さん○○歳、農業、○○○○の方です。
譲受人は「○○○○」さん○○歳、○○○○の方で、不動産業の方です。
転用目的は分譲宅地用地です。
転用の理由としましては、譲渡人は、現在4町3反ほどの面積を所有して耕作しておりますが、今回の該当地は、近年住宅街になってきており、少し規模を縮小するために売却するものです。
譲受人は、○○○○で不動産業を営んでおります。今回申請地を購入

して、分譲宅地を造成するものです。

申請地は、閑静な住宅街で、〇〇〇〇にも近く、他方面への通勤が可能な場所のため、優良な宅地を提供できるものと考え造成するものです。

続いて、参考資料の 1 ページ、2 ページの位置図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇から 352m、〇〇〇〇から 267mのところに位置しており、都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可することができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料3ページに地番地目図、4ページに計画平面図、5ページに写真を掲載しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１４番　　今ほど説明があったんですが、「〇〇〇〇」さんはかなりの面積を経営しておりまして、なかなかちょっとしんどいというところもあります。

今回申請に出てきている樹園地なんですが、周りが全て住宅で囲まれ、なかなか消毒等するにあたっても難しいところがありまして、そういったところからも思い切って売却をして、宅地にしていった方がいいんじゃないかなという風な話がまとまりまして、今回のようなことになっております。

特段問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号7について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは議案第45号、番号7を説明いたします。

農地の所在「○○○○」、地目「畑」、現況「畑」です。面積は「302㎡」です。

今回の転用の権利関係なんですが、使用貸借です。

貸主は「○○○○」さん○○歳、農業の方で、○○○○の方です。

借主は「○○○○」さん○○歳、農業、同じく○○○○の方で、転用目的は住宅の建築用地です。

転用の理由は、貸主、借主は親子で、借主である息子さんは、現在は借家に住んでおりますが、子どもも生まれ、今の借家では手狭になったため、貸主である父親の農地の一部を転用して住宅を建築するものです。

申請地は閑静な住宅街の近くに位置している農地であります。○○○○にも近く、大変便利な良い場所でありますので、住宅を建築し子どもも育てていく上で最適な場所と思われるということで申請地に選びました。

続いて、参考資料の1、2ページの位置図をご覧ください。先ほどの6号と近くの場所ではあるんですが、申請地は、○○○○から約 300m、○○○○から 372mのところに位置しており、都市計画用途地域の第 1種住居地域にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため第 3種農地となります。この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料3ページに地番地目図、4ページに計画の平面図、5ページに写真を掲載しておりますのでご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１４番　　今の説明にもありましたように、貸主、借主ともに親子関係にありまして、息子さんも父親と一緒に農業を専業に頑張ってやっている次第です。

家は借家で、家族も増えたということで、この際、家を建てて、更に農業を頑張りたいという風な感じで言っておりましたので、特段問題はないかと思います。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、議案第46号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）」を上程します。
番号89について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第46号について説明します。
番号 89、所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「35㎡」、外3筆、計「381㎡」。
所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

1番　　この「○○○○」さんは、ここの「○○○○」さんとは隣接地で、斜園床程度の広さなんですけど、そこを「○○○○」さんが売るということで、実際作っていたんですけど、そこら辺もあって売買が成立しました。
何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

　　続きまして、番号90について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号90について説明します。
　所有権を移転する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「2,253㎡」。
　所有権を移転する者「○○○○」、所有権の移転を受ける者「○○○○」、売買価格「○○○○」。
　以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

８番　　番号90番について説明します。
　「○○○○」さん○○歳です。旦那さんと2人で農業をしていたんですけど、早いうちに旦那さんが病気で亡くなられまして、その後は畑のほとんどを他人に貸しておりました。
　ここ何年かになって、娘夫婦が事業を継いでくれまして、大体の畑は戻ってきてやっているんですけど、この畑は貸した人が放任園にしてしまいまして、荒らしてしまって、その畑の隣に畑を持っているのが「○○○○」君○○歳、すごく真面目な後継者ですが、この子がこの畑を再生しますということで、こういう話がまとまって売買となりました。
　何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号91について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号91について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,462㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１０番　　それでは91番の説明をさせていただきます。
売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、10年ほど前に旦那さんを亡くされまして、この畑は最近管理が行き届かなくなっておりました。
買い手の「〇〇〇〇」さんは、現〇〇〇〇をされておりまして、親子3人でみかん作りをされております。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは、元々ご近所で付き合いもありまして、この畑が「〇〇〇〇」さんの畑の隣の畑だということで、今回双方合意の上、売買という運びになっております。
何ら問題ありませんので、よろしくお願いします

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、議案第47号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」を上程します。
番号162から166について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第47号、番号162から166について、一括して説明します。

番号162、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「816㎡」、外1筆、計「1,254㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。

番号163、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「909㎡」、外3筆、計「4,431㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。

番号164、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,125㎡」、外3筆、計「4,524㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。

番号165、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,742㎡」、外4筆、計「7,068㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。

番号166、貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「2,306㎡」。

貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。

以上です。

議　長　　地元委員の説明を求めます。

6番　　まず162番について説明します。

「○○○○」さん○○歳、旦那さんは亡くなられており、後継者もおらず、山の処分にかかっておられる方です。

この山は「○○○○」さんが自分で耕作しとったんですけど、もう体力がなくなってダメなんで誰か買ってくれんか、作ってくれんかということで、近隣の畑の人に話をしたところ誰も作ってくれなくて、困ったところ、「○○○○」にお願いしたところ、快く「○○○○」君が了承して、現在耕作をしております。

何ら問題ないと思います。

続きまして163番から166番までですが、全部「○○○○」関連です。

「○○○○」君○○歳、彼は○○○○に住んでおるんですけど、○○○○から通ってきて○○○○でみかん作りをしております。Ｉターンで、元々研修のときに、この「○○○○」を創設した「○○○○」さ

んのところで研修を積んでいる関係で、「○○○○」さんが作ったこの「○○○○」という会社を受け継いだような感じです。
そのために自分の名義の畑と、今まで自分が借りてきた園地、全部を「○○○○」の方に耕作権を移したということです。
164、165、166、全部一緒です。全て元々は「○○○○」君が貸借の契約をしていたものを「○○○○」に振り替えたということです。賃借の金額も全部そのまま引き継いでおります。
問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号167について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号167について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「4,400㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

８番　　それでは167番の説明をさせていただきます。
貸し手の「○○○○」さんは○○歳で、今現在ご夫婦でみかん作りをされております。「○○○○」さんの息子さんは、他所の方に出ていまして、後を継ぐ予定がないため、規模の縮小を考えられております。
借り手の「○○○○」さんは○○歳で、○○○○の方になります。
それでこの畑なんですけど、住所は○○○○となっていますが、スプリンクラーは○○○○に属していまして、○○○○管内の畑となりま

す。以前別の○○○○の方がこの畑を耕作していた関係で、今回「○○○○」さんが耕作することになりました。
何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号168について事務局の説明を求めます。

事務局　　番号168について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「996㎡」、外1筆、計「1,043㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、賃貸借「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

7番　　先ほど○○○○委員がおっしゃったように「○○○○」の代表が「○○○○」君に代わるということで、「○○○○」さんと「○○○○」君の間で合意解約していただいて、新たに会社名義にするために、中間管理機構を通しての○○○○の5年契約で結ぶようにいたしました。
何ら問題がないと思いますので、ご検討の方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、番号169について事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号169について説明します。
貸借権を設定する農用地、農地の所在「○○○○」、地目、現況「樹園地」、面積「1,113㎡」、外3筆、計「1,623㎡」。
貸借権を設定する者「○○○○」、貸借権の設定を受ける者「○○○○」、使用貸借。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１６番　　169番について説明いたします。
「○○○○」さん、○○○○もされていた方なので、ご存知の方もおられるかと思いますけど、昨年夏に防風垣を剪定中に転落されまして、体が農業できなくなりまして、一方「○○○○」さん、Uターンで帰ってこられて、就農3年目の○○歳で、やる気満々の好青年です。
何ら問題ない案件かと思われます。よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なし）

議　　長　　それでは承認することといたします。

続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議　　長　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

６　閉　　会　　１５時１５分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和８年１０月５日

会　　長　　樋　田　　都

議事録署名人　　二　宮　佳　郁

議事録署名人　　清　水　正　仁